

水痘ワクチン（乾燥弱毒生水痘ワクチン）について

～予防接種に欠かせない情報です、必ずお読みください～

1. 病気の説明

水痘は「みずぼうそう」ともいわれ、水痘-帯状疱疹ウイルスの初感染によって引き起こされる感染症です。感染力の強い病気で5歳までに約80%の子どもがかかると言われています。健康な小児の場合は、一般に軽症で済みますが、なかには長期化・重症化し、入院が必要となったり、死亡することもあります。

主な症状は、発疹、発熱です。発疹は丘疹、水疱、膿疱、痂皮と移行しますが、発疹のピーク時前後にはこれらのすべての段階の発疹が混在していることが特徴です。発熱の程度は通常 38℃前後の発熱が2～3日続きますが、40℃を超えることもあり、その際に熱性けいれんを合併することがあります。

合併症としては、まれに肺炎、気管支炎、肝炎、皮フの細菌感染症、心膜炎、小脳炎、髄膜脳炎、血小板減少性紫斑病等があります。かゆみのため水疱部分をひっかく等して、細菌の二次感染を起こすと癬痕が残ることがよくあります。

急性白血病、悪性腫瘍、免疫抑制剤を使用中の患者、細胞性免疫不全患者等の免疫機能低下者が罹患すると重篤になりやすく、抗ウイルス剤がある現在においてもなお、死に至ることがあります。免疫不全の患者における水痘は、発疹出現前に激しい腰背部痛で発症し、水疱が出現した時には既に播種性血管内凝固症候群等を合併し、数日のうちに死亡するという極めて重症な経過を取る場合がありますので注意が必要です。

妊娠20週までの妊婦が水痘に罹患した場合、そのリスクは低いものの、児が先天性水痘症候群（低出生体重、四肢低形成、皮フ癬痕、局所的な筋委縮、脳炎、皮フの委縮、脈絡網膜炎、小頭症等）として出生する場合があります。

※**丘疹**・・・直径1cm以下の皮フの隆起 **水疱**・・・水ぶくれ
膿疱・・・水疱の内容物に膿が生じているもの **痂皮**・・・かさぶた

2. 接種について

乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、合計2回皮下に接種します。3カ月以上（標準的には6～12カ月）の間隔をおくものとして、接種量は毎回0.5mlです。

生後12カ月から生後36カ月未満で、水痘にかかったことない方が対象です。1回目の接種は標準として生後12カ月から生後15カ月に至るまでの間に行い、2回目の接種は3カ月以上あけて、標準としては1回目の接種後6カ月から12か月を経過した頃に行います。

3. ワクチンの効果と副反応について

ワクチンの添付文書によると、本ワクチンを健康小児に接種した場合、90%以上は免疫を獲得できるとされており、そのうち約20%は後日に軽症ながら水痘に罹患することがあり、中には自然水痘と同様な症状を示すこともあります。

本ワクチンを接種した場合の副反応は少なく、使用成績調査（昭和61年～平成4年）の結果、**軽微な発熱・発疹及び局所の発赤・腫脹**が約7%あったとされています。

報告されている副反応はその他、過敏症（発疹・じんましん・紅斑・そう痒（かゆみ）・発熱）、全身症状（発熱・発疹）、局所症状（発赤・腫脹・硬結等）が挙げられておりますが、一過性のもので、通常は数日中に消失するとされています。

重大な副反応として、非常にまれですが、次のような副反応が報告されています。

○アナフィラキシー様症状（じんましん・呼吸困難・口唇浮腫・咽頭浮腫等）

○急性血小板減少性紫斑病（本症が疑われる場合、紫斑・鼻出血・口腔粘膜出血等があらわれます）

4. 予防接種を受けに行く前に（一般的注意事項）

予防接種は体調のよい時に接種を受けるのが原則です。日頃からお子さんの体質・体調等の健康状態によく気を配って下さい。何か気になることがあれば、かかりつけの医師や保健センターにご相談ください。安全に予防接種を受けられるよう、以下の注意事項を確認したうえで、予防接種を受けるかどうかご判断ください。

- ①接種当日はお子さんの状態をよく観察し、普段と変わったところがないことを確認してください。体調が悪く思ったら、かかりつけ医に相談のうえ接種の判断をして下さい。
- ②受ける予定の予防接種について、通知や説明等をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解して下さい。わからないことは、接種を受ける前に接種医に質問しましょう。
- ③**母子健康手帳は必ず持参**していきましょう。
- ④予診票は接種する医師への大切な情報です。責任をもってしっかり記入ください。
- ⑤医療機関へはお子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方が連れて行って下さい。

予防接種は、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種に同意したときに限り、接種が行われます。

5. 予防接種を受けることができない人

- ①当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある方で当該予防接種を行う必要がないと認められる方
- ②明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）をしている方
- ③重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ④当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- ⑤その他、医師が接種は不適切な状態と判断した場合

6. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ①予防接種を受けたあと 30 分程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- ②接種後、1 週間は副反応の出現に注意して下さい。
- ③接種部位を清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④当日ははげしい運動はさけましょう。
- ⑤接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

7. 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関で治療が必要になった場合、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることが出来ます。
 - 健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害時養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められて金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する、または障害が治癒する期間まで支給されます。
 - 健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることが出来ます。
 - 予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。
- ※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、福生市保健センターへご相談ください。